

～よくあるご質問～

Q 過去（令和5年度から令和6年度）に一ヶ月間水張りし、茅野市地域農業再生協議会に写真も提出しました。「連作障害を回避する取組」は必要ですか？

A 水張りにご協力いただきありがとうございます。水張り済のほ場であれば、水田活用交付金の要件は満たしています。交付金のために連作障害を回避する取組を行う必要はありません。

Q 過去（令和7年3月31日以前）に、令和7年産の作物に対して、連作障害を回避する取組を行いましたが、連作障害を回避する取組は必要ですか？

A 必要です。今回の交付金の要件は令和7年度、令和8年度の取組が対象です。令和7年4月1日以降に行った取組を確認します。詳細は別紙「対象となる取組」もご確認ください。

例) そばの耕起4回は種前の3回と、令和7年産の収穫後の1回の計4回

Q 取組は令和7年度、令和8年度の間に1回だけで良いのですか？

A 1回だけ取り組んでいただければ、交付対象となります。

Q 取組は、どれかひとつだけ選んで取り組めば良いのですか？

A 一つのほ場に一つの取組を行えば、交付対象となります。

Q 取組の確認方法は？

A 秋に取組実施確認表を送付しますので、販売実績（伝票）と併せて提出してください。茅野市地域農業再生協議会で保管します。ご自身でも栽培日誌に取組内容を記録、保管してください。

Q 畑地化促進事業に取り組んだ農地はどうなりますか？

A 国が制度を見直すことになっており、現在は結論が出ておりません。

Q 栽培日誌を出荷先へ提出します。どうすれば良いですか？

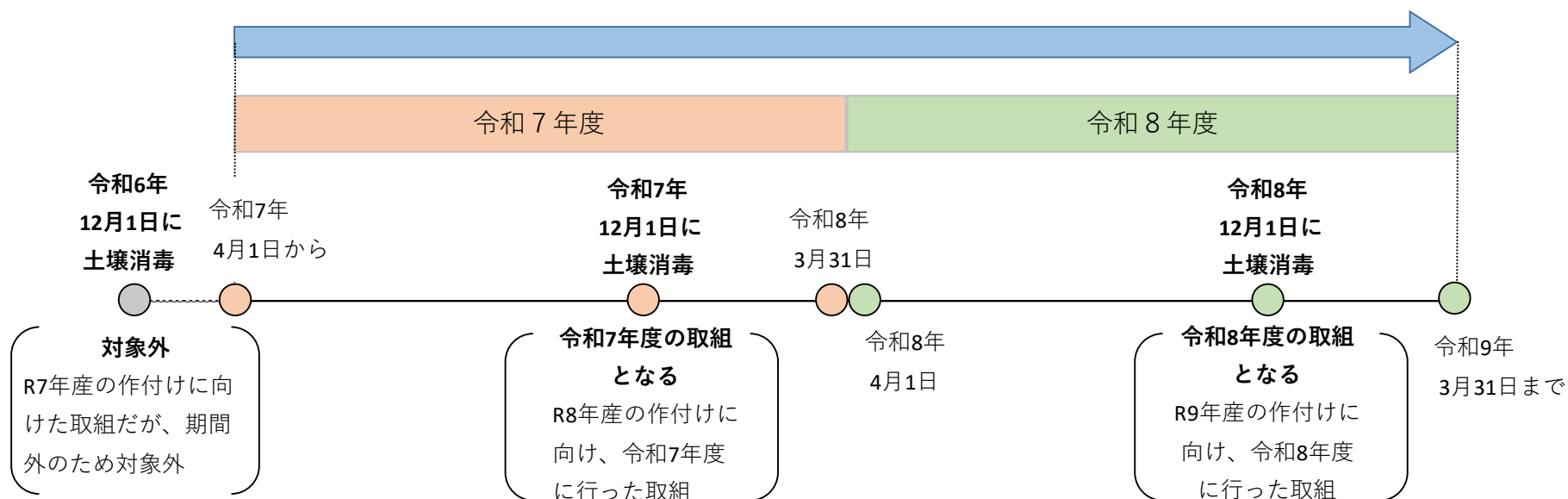
A 提出前に写しを取り、お手元に保管してください。

Q 「病害虫抵抗性品種」とは何でしょうか？

A 種苗会社等の出している情報の中に「〇〇病抵抗性を持つ」という内容の記載があるものであれば該当します。

事例) 土壌消毒

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの取組が対象です



事例) そば 耕起4回

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの取組が対象です

